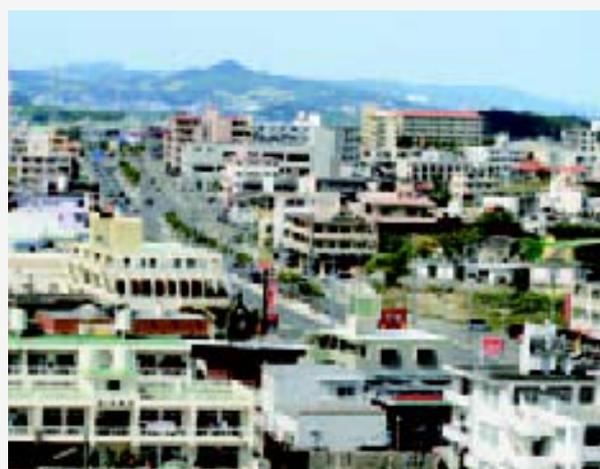


第一次八重瀬町国土利用計画



平成23年3月
八重瀬町

大地の活力とうまんちゆの魂が創り出す 自然共生の清らま^{ちゆ}ちの実現をめざして



町土は、限りある資源であり、現在及び将来にわたり町民の生活及び町の振興・発展の基盤となるかけがえのない財産であります。平成18年1月1日に誕生した八重瀬町においては、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を推進していくことは、町民全体にとって重要なことでもあります。

このため本町では、町の歴史・風土や産業、文化、景観等の地域特性を生かし、本町が抱える土地利用の課題に的確に対処するために、『第一次八重瀬町国土利用計画』を策定いたしました。

また、本町の将来像である『大地の活力とうまんちゆの魂が創り出す自然共生の清らま^{ちゆ}ち』の実現に向けて、「第一次八重瀬町総合計画」に基づき、現在、数多くの事業や施策の展開をしているところであります。

本町の土地利用に関する各種計画の基本となる本計画が策定されたことにより、今後の、土地利用行政の指針として確立し、町土の有効利用、量的な調整を図りつつ質的な向上と町土の均衡ある発展を目指していきたいと考えます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご指導をいただきました町民のみなさまをはじめ県の関係各課、八重瀬町総合開発審議会委員並びに関係各位に対し、衷心より厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともなお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

八重瀬町長 比屋根 方次

前 文

第一次八重瀬町国土利用計画（以下「本計画」という）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、八重瀬町の区域について長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、町土の利用に関して必要な事項を定めるものであり、土地利用の長期的構想として土地利用行政の指針となるものである。

また、同法第7条の規定に基づいて定められた第四次沖縄県国土利用計画を基本として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により定められた「第一次八重瀬町総合計画基本構想」に即して策定したものである。

本計画策定後は、町土の利用に係る実態を把握するとともに、将来において、社会経済情勢の推移にともない、実情に適合するよう必要に応じて見直しを行うものとする。

目次

前文

1. 町土の利用に関する基本構想	1
(1) 町土利用の基本方針	1
(2) 地域類型別の町土利用の基本方向	2
ア 市街地地域	2
イ 田園地域	3
ウ 自然・レクリエーション地域	3
(3) 利用区分別の町土利用の基本方向	3
ア 農用地	3
イ 森林	4
ウ 原野	4
エ 水面・河川・水路	4
オ 道路	5
カ 宅地	5
キ その他	6
ク 低未利用地	7
ケ 沿岸域	7
2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要	7
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
(2) 地域別の概要	9
ア 東風平北部地域	10
イ 東風平東部地域	12
ウ 東風平西部地域	14
エ 東風平南部地域	16
オ 具志頭北部地域	18
カ 具志頭東部地域	20
キ 具志頭西部地域	22
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	24
(1) 公共の福祉の優先	24
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	24
(3) 地域整備施策の推進	24
(4) 町土の保全と安全性の確保	24
(5) 環境の保全と美しい町土の形成	24

(6) 土地の有効利用の促進	25
(7) 土地利用転換の適正化	26
(8) 多様な主体の町土管理への参画	26
(9) 町土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発	26
(10) 指標の活用	26

説明資料

1. 計画策定の経緯の概要	27
2. 計画における地域区分	33
3. 計画における主要指標	39
4. 町土の利用区分の定義	47
5. 人口の推移	49
6. 土地利用の推移	50

参考資料

(1) 利用区分別将来目標面積	51
(2) 利用区分別将来増加面積	52
(3) 地域別土地利用転換マトリックス	59
用語解説	67